

現金がなくても投資ができる？ ポイント運用サービス



クレジットカードや会員カードなど、いろいろな「ポイント」が貯まる時代になりました。そんなポイントの利用方法ですが、ポイントを使って買い物をしたり、賞品と交換することが今までは一般的でした。そんな中で、貯めたポイントを運用するサービスが 2016 年末に誕生しました。ポイントを消費のために使うのではなく、投資のために使うことができるというわけです。

運用会社にもよりますが、証券会社に口座を作る必要がない、100 ポイントと低額から始められる、手数料が無料など、手軽に投資を始めることができるのが特徴です。また、シミュレーションやバーチャル投資に比べ、

たり、減ったりするなどリアルタイムでポイントが増減します。

国内初のポイント運用サービスなど、広がりを見せています。



◆ポイント運用サービスを手がける主な会社の特徴一覧

運営会社	開始時期	取引口座	投資先	運用利益の受け取り方法
A社	2016年12月	不要	ポイントを擬似運用(投信)	ポイントで受け取り
B社	2017年7月	要	CFD投資	お金で受け取り (通常の投資と同じ)
C社	2017年8月	要	一般の投資信託	お金で受け取り (通常の投資と同じ)
D社	2018年5月	不要	ポイントを擬似運用(投信)	ポイントで受け取り

ポイント投資を考えると、「ポイントのまま運用」というケースと「ポイントを投資信託などの金融商品と交換」というケースの二つがあり、それぞれメリット、デメリットがあります。

税制上のメリットがある

ポイントのまま運用する場合はあくまでもポイントが増減するということになるので、利益が出ても基本的には一時所得扱いになると考えられます。年 50 万円の控除があるため、実質的にポイント運用で儲かっても税制上、有利になることが多いという点が挙げられます。

C社の投信買い付けのように投資信託を買った場合、あくまでも「ポイント→円→投信を買った」ということになるので、普通にお金で投信を買うのと同じことになります

運営会社の破たんリスクがある

ポイントのまま運用するというのは、場合によってまとまった金額をポイントとして保有することになります。そして、ポイントというのは一般的に保護される度合いが小さいです。たとえば、ポイント運用をしている場合、その運用会社が破綻した場合には保護されない可能性が高いのです。

一方で、ポイントを投資信託などに交換して運用した場合、保護預かり・分別管理といったようないろいろな保護の仕組みや保険(日本投資者保護基金)などのセーフティーネットがあります。

ポイントは相続できない

一般的に「ポイント」というのはその権利を譲渡したり相続したりできるようになっていません。ポイントを疑似的に運用できるA社・D社のどちらもポイントは会員が死亡した場合には、相続人などが引き継ぐことはできないようになっています。



原資不足や想定以上の損失に注意

投資の入り口が手軽なポイントでも、運用そのものが簡単になるわけではありません。ポイント運用サービスが多様化し、各社が提供する金融商品のリスクの高低差が広がっています。例えば、B社のサービスはレバレッジが可能なので、初心者が思う以上に損失が拡大する場面があり得ます。一方、A社などは運用原資がポイントのみという点がネックです。ポイントは個人が現金で買うなど任意に増やすことはできないので、「押し目買い」を狙う局面でも、原資不足で投資機会を逸する可能性もあります。

以上を考えると、ポイント運用サービスは小額運用をする、あくまでも補助的なものと考えerべきですね。

発行されたポイントの3割程度が失効していると言われてています。せっかく貯めたポイントを使いこなせておらず、これまで投資をしたことがない方にとっての入り口として、投資を経験できるサービスとしてみるべきなのかもしれません。

ポイント運用を提供する企業は今後さらに増えそうです。同時に投資対象も投資信託から個別株式に広がるなど、多様化しつつあります。自分に向く金融商品を備えたサービスをきちんと見極める姿勢も大切になりそうです。

